

旅館業法施行細則等の一部改正について

1 趣旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「法」といいます。）及び旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第101号。以下「省令」といいます。）により、生活衛生関係営業の事業譲渡による営業者の地位の承継制度が整備されました。

これに伴い、旅館業法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第66号）、食品衛生法施行細則（令和3年5月横浜市規則第28号）、公衆浴場法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第67号）、クリーニング業法施行細則（昭和45年2月横浜市規則第11号）、理容師法施行細則（昭和45年2月横浜市規則第9号）、美容師法施行細則（昭和45年2月横浜市規則第10号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年3月横浜市規則第27号）及び興行場法施行細則（昭和59年9月横浜市規則第92号）において、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る申請又は届出の規定等の一部改正を行いました。

2 改正の概要

(1) 共通する事項（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則はアのみ該当）

ア 事業譲渡による営業者の地位の承継に係る申請又は届出の規定を整備しました。

イ 省令改正に伴い、譲渡による新規申請の場合に添付書類の一部を省略できるとする規定を削除しました。

ウ 法改正及び省令改正に伴う条項ずれに対応しました。

(2) 旅館業法施行細則

(1)に加えて、宿泊者名簿の記載事項のうち職業を連絡先に改正しました。

3 公布日

令和5年12月13日

4 施行日

公布の日（令和5年12月13日）